

フォローアップ研修参加申込者からの質問等（既存の回答と同旨のもの）
（平成30年度7～10月分）

1	7/6 名古屋
質問	<p>1. 最近増加しつつある、クレジットカード・電子マネーによる立替払い（代表者或いはスタッフ）が行われた際の保管書類、記録方法を教えてください。</p> <p>2. インターネットやメールによる請求書、領収書等の送付（受領）も散見されます。このようなケースでの印刷書類の可否。</p> <p>3. インターネットバンキングを利用した際の保管書類についても教示願います。</p>
回答	<p>【1. について】 立替払いの場合、物品やサービス等購入相当分の精算は、政治団体内部の事務処理であると考えられることから、支出を受けた者は、物品やサービス等を購入した相手方を、支出の年月日は、物品やサービス等を購入した時点を記載することとなり、政治団体が代表者や職員に対し行った精算について記載するものではありません。 また、保存書類については、政治団体の代表者や職員が徴した領収書等を、政治団体の領収書等として保存することとなります。 (政治資金監査に関するQ&A V-45、V-10)</p> <p>【2. について】 まず、領収書等について、支出の相手方からインターネットやメールにより送付されるなど、パソコン上で確認する形式のものについても、出力した書面をもって領収書等として取り扱うことで差し支えありません。 また、請求書については、法令上、保存しなければならない旨の定めはありません。 (政治資金監査に関するQ&A V-6)</p> <p>【3. について】 インターネットバンキングを利用して、振込みをした場合、振込依頼を受け付けた旨を表示する画面を出力した書面に、当該書面を作成した金融機関名、支出の金額及び年月日が記載されている場合、振込明細書に該当しますので、当該振込明細書を保存することとなります。 また、当該振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は、当該振込明細書に係る支出目的書を作成することとなりますが、支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合を含む。）には、改めて支出目的書を作成する必要はありません。 (政治資金監査に関するQ&A V-32、V-35)</p>

2	9/5 大阪
質問	「監査人」就任（政治資金監査契約締結）の契機はどのようになっているのか、参考まで類型別に教えていただけましたら幸いです。
回答	政治資金監査は、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体の合意に基づき契約するものです。当委員会において、お尋ねのような契機については承知しておりません。 (過去の回答と同旨)

3	10/12 横浜
質問	家賃や新聞代等の口座振替支払について領収書が発行されない場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」の作成が必要でしょうか。
回答	口座振替による支払で領収書等が発行されない場合は、領収書等を徴し難い事情に該当すると考えられます。この場合には、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成することになります。 なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は前月分の領収書等に該当します。 (政治資金監査マニュアルV. 4. (1). 28、V. 4. (2). 31)